平成２５年（フ）第１７号
群馬県伊勢崎市連取本町21番地５　グランドール薬師Ｃ102
債務者　梅山　一也
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９号
群馬県伊勢崎市宮前町1522番地６　モンパレス伊勢崎第３―４―201
債務者　福井千鶴子（旧姓森井）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
群馬県伊勢崎市羽黒町31番地　羽黒住宅2738
債務者　澤田　栄二
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
群馬県伊勢崎市波志江町3658番地８
債務者　濱田　博雄
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
群馬県伊勢崎市波志江町1915―２　小池方、住民票上の住所群馬県伊勢崎市連取町3083番地２
債務者　中野　勝男
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
群馬県太田市新田小金井町705番地１　シャレル小金井701号
債務者　武田真由樹
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１４号
群馬県高崎市大八木町2035番地　セプテンバー206号
債務者　須藤　弘惠
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１９号
群馬県高崎市飯塚町1821番地　クイーンズマンション高崎303号
債務者　齊藤　美樹
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２５号
群馬県安中市高別当100番地　並木団地54―２棟２―207号
債務者　浜崎　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３１９号
千葉市中央区今井町1489番地１　パルコート蘇我103号
債務者　小島早智子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４８号
千葉市中央区大森町317番地３　ファミリーハイツＡ―205号
債務者　栃山　恵吾
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４００号
千葉市美浜区幸町１丁目７番１棟409号
債務者　山形　英一
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４８号
千葉市中央区祐光４丁目25番２号
債務者　張沢　源泰
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５７２号
相模原市南区大野台８丁目３番２号
債務者　鍵和田　勝
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１６号
相模原市中央区南橋本１丁目15番３号　プラネット南橋本603
債務者　大濵　朝則
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５３７号
新潟市東区もえぎ野３丁目11番20号、前住所新潟市中央区鏡が岡１番１号
債務者　山本吉太郎
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６２号
新潟県三条市上須頃510番地　アネスト98―306号室、住民票上の住所新潟県新潟市江南区亀田水道町５丁目５番41号
債務者　吉田　達也
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
新潟地方裁判所民事部